就職氷河期世代を対象とした 求人募集のお願いについて

ハローワークでは、「就職氷河期世代」で正社員登用の機会に 恵まれなかった方の就職支援を行うため、対象者を募集する 正社員求人の提出にご協力いただける事業所を探しています。

「就職氷河期世代」とは、次のいずれも満たす方です。

- ①1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日 の間に生まれの方
- ②雇入れ日前5年間に正社員として雇用されていた期間が 通算で1年以下の方
- ③雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない方
- ④正社員として在職中でない方
- ⑤正社員就職を希望している方

求人の提出方法は2通りです。

【歓迎求人】(就職氷河期世代の応募を歓迎する求人)

- •経験等:不問
- ・免許資格: 不問又は実務経験を問わない
- ・雇用期間: 定めなし
- ・年齢:不問又は定年年齢未満
 - ※備考欄に「歓迎求人」であることの記載

【限定求人】(就職氷河期世代のみを募集する求人)

- •経験等:不問
- ・免許資格:不問又は実務経験を問わない
- ・雇用期間:定めなし
- •年齡:36歳以上56歳以下
- ※備考欄に「限定求人」であることの記載

◆対象となる求職者の採用にあたり、特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) の支給対象となる場合もあり、事業主の皆様の積極的な採用支援をお願いします。(※裏面参照)

ハローワーク静岡 ミドル・チャレンジコーナー 〒422-8045 静岡市葵区西島235-1 054-238-8601



「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」のご案内

バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年(1993年)~平成16年(2004年)頃に就職活動を行っていた方々を就職氷河期世代と言います。この助成金では、就職氷河期世代のうち、

- ●不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている)方
- ●仕事に就いておらず (無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
- ●学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方 などの正規雇用としての就職を支援しています。

<対象となる労働者> 下表①~⑤のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れの日において①~⑤のいずれにも当てはまる方を、**ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」という)の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主**に助成金を支給します。

- ① 1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日の間に生まれの方
- ② 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である方
 - ただし、自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している方(※)など、助成金の趣旨に合致しないと考えられる方は、この要件を満たした場合であっても、助成対象外となります。
 - ※ 会社の代表取締役・役員、業務独占資格(士業など)の国家資格を有する方、公務員の常勤職員など
- ③ **雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方**※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
- 4 ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ⑤ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

正規雇用労働者とは

正規雇用労働者は、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する方とします。ただし、<u>一週間の所定労働時間が20時間以上30</u>時間未満である短時間労働者は除きます。また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることが必要です。

- (ア) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上) と同じ労働者であること(短時間正社員の場合は、通常の所定労働時間と同じであることは必要ありません)。
- (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、 退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

〈支給額〉 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

合計助成額	支払い方法
60万円(50万円)	30万円(25万円)×2期

()内は大企業に対する支給額

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、訓練+賃上げを実施した場合に、

本コースの<u>1.5倍の助成額</u>を支給する「<u>成長分野等人材確保・育成コース</u>」があります。 対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください! https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf

